

公益財団法人大津市公園緑地協会

## 『グリーン&スポーツサポーター』募集の趣意書

公益財団法人大津市公園緑地協会は、平成23年10月3日に滋賀県から「公益財団法人」の認定を受け、また、税法上の「特定公益増進法人」と位置付けられている団体とし、都市公園等に関する事業を通して、広く市民の緑化に対する意識の高揚、快適で安全な緑溢れる住みよい環境の創造及び市民福祉の向上に寄与し、地域社会の健全な発展を目的とする法人として活動しております。

また、都市緑化に係る啓発及び普及、調査、研究及び管理運営、利用促進に関する事業に力を入れております。

「グリーン&スポーツサポーター」とは、大津市の花と緑豊かな都市緑化の形成、住みよい環境創造、市民・民間企業・活動団体の緑化事業の推進及び当協会が管理する運動施設を活用して市民のみなさまの健康増進、運動をする機会の提供、スポーツを通じて親子の絆を深めることを目的に設立し、みなさまや企業等団体からの寄附金を活用し、都市緑化、健康増進事業を展開して参ります。

つきましては、多くの方々に本趣旨へのご理解、ご賛同をいただき、格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

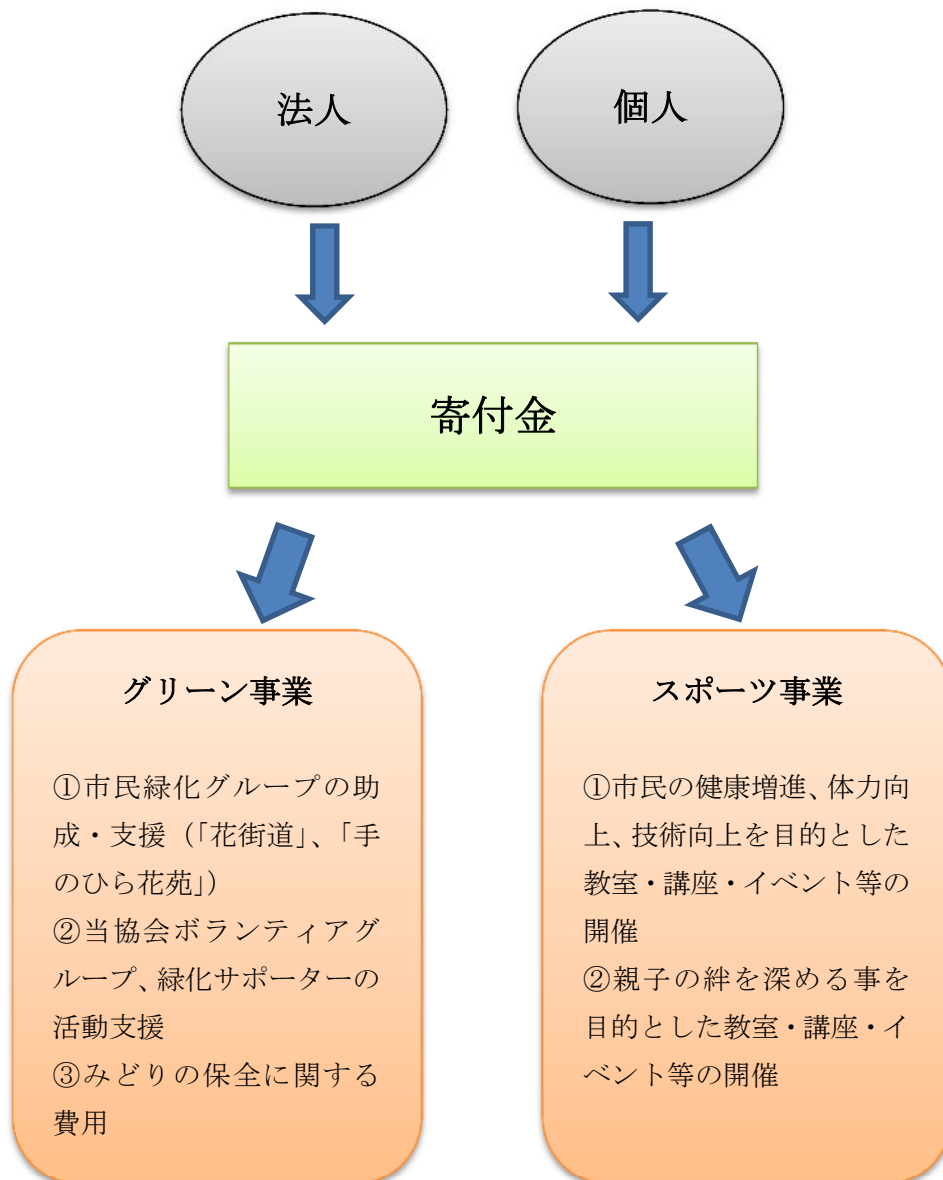
公益財団法人大津市公園緑地協会  
理事長 拾井 道夫

## グリーン&スポーツサポーター（寄付）募集

公益財団法人大津市公園緑地協会では、平成 5 年度から市民グループの自主的な花づくり「花街道」、「手のひら花苑」及び当協会のボランティアグループの助成・支援を行っています。

また、大津市の指定管理者として運動施設の管理運営もさせて頂いていることから市民の健康増進に寄与する事を目的とした事業も実施しています。

そこで、大津市の都市緑化の増々の拡大・拡充、市民の健康増進及びスポーツにより親子の絆を深める機会の提供を図るため寄付の募集をいたします。



寄付をされたら

税の優遇措置があります

### 『法人の場合』

#### ★法人税

法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額（以下の計算式）までが損金に算入されます。

このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

≪A：(所得金額の 6.25%+資本金等の額の 0.375%) × 1/2≫

+ ≪B：(所得金額の 2.5%+資本金等の額の 0.25%) × 1/4≫

◇詳しくは、所轄の税務署または税理士にお尋ねください。

### 『個人の場合』

#### ★所得税

その年の、対象団体に対して行った寄付合計額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

#### 寄附金控除（所得控除）

・(その年中に支出した特定寄附金の額の合計額) - (2 千円) = (寄附金控除額)

注：対象となる寄付金額の上限は、総所得金額の 40%相当額が限度です。

#### ★個人住民税

個人住民税について、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金（公益法人に対する寄附金等）は、以下の金額が個人住民税の額から控除されます（税額控除）。

ア 都道府県が条例指定… (寄附金額 - 2,000円) × 4%

イ 市区町村が条例指定… (寄附金額 - 2,000円) × 6%

⇒都道府県と市区町村双方が指定した寄付金の場合は

(寄附金額 - 2,000円) × 10%

≪滋賀県及び大津市では条例指定されています。≫

◇控除を受けるための手続きとして、確定申告が必要です。